

## ふるさと納税 大田区はねぴょんギフト利用者規約

### (総則)

第1条 本規約は、大田区が発行する電子券（以下に定義します。）について規定するもので、利用者（以下に定義します。）が電子券を利用する場合には、本規約が適用されます。

### (定義)

第2条 本規約において利用する用語の定義は次のとおりとします。

- (1) 「電子券」とは、対象地域の加盟店にて、電子券取引が出来る大田区発行の大田区はねぴょんギフトをいいます。
- (2) 「利用者」とは、本規約を承諾のうえ、電子券を加盟店で利用する者をいいます。
- (3) 「加盟店」とは、「ふるさと納税 大田区はねぴょんギフト加盟店規約」を承諾のうえ所定の申込書等にて大田区に申し込み、大田区が承認した個人、法人及び団体をいいます。
- (4) 「電子券取引」とは、利用者が加盟店より商品提供等を受けた場合に、その売上相当額の全て及び一部を電子券で取引することをいいます。
- (5) 「バーコード」とは、電子券取引に関し、大田区が発行するバーコード、2次元コード等の番号、記号その他の符号であって、ふるさと納税 大田区はねぴょんギフト加盟店規約に従って大田区が加盟店に発行し、加盟店における掲示その他大田区が指定する方法により加盟店が利用者に提示するもので、加盟店を特定するための情報その他加盟店又は大田区が承諾した場所（当該承諾の対象となる場合に限る）における電子券取引に必要となる情報を記録したものをいいます。
- (6) 「電子スタンプ」とは、利用者が電子券を利用した際に、加盟店が電子券の消し込み等を行うために利用するスタンプ形状の電子機器をいいます。
- (7) 「消し込み」とは、利用者が電子券を加盟店で利用した際に、バーコードを読み取ること又は電子スタンプを使ってスマートフォンへ押印すること等により、電子券を利用済み登録又は金額減算することをいいます。

### (利用者の負担)

第3条 電子券の利用に関わる、利用者のスマートフォンの通信料・接続料等は、利用者が負担するものとします。

2 前項のほか、利用者が、電子券取引を行うに際しては以下の条件を満たす必要があるものとし、かかる条件の不充足に起因して利用者に発生する損害等について、大田区は一切の責任を負いません。

- (1) 大田区が推奨するOSバージョンを満たすスマートフォンにて電子券取引を行うこと。
- (2) バーコードをスマートフォンのカメラで読み取れること。

3 大田区は、電子券にかかるシステム、アプリケーション等のバージョンアップその他大田区が必要と判断する仕様変更などを行うことがあります。この場合、利用者は、当該仕様変更などに対応したスマートフォンを用いるものとします。

(電子券の管理等)

第4条 利用者は電子券を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければなりません。

2 利用者は電子券を紛失、盗難、第三者に利用されるなどして失った場合、大田区は一切の責任を負いません。

(利用者の順守事項)

第5条 利用者は電子券を第三者に譲渡（交換・転売を含む）もしくは貸与すること、第三者から譲り受けること、また質入れ等の担保に供することはできません。

2 利用者は、違法、不正利用又は公序良俗に反する目的で電子券取引はしないものとします。

(電子券取引)

第6条 利用者は、加盟店にて、電子券を利用して商品購入等を行なうことができます。ただし、ふるさと納税返礼品の地場産品基準に該当しないもの及び別表第1に該当するものは対象外とします。

2 利用者は、自己の保有する電子券の金額から任意の決済金額を入力して、電子券取引を行うものとする。

3 電子券取引において、いかなる場合であっても、釣り銭は支払われません。

4 電子券取引後の返金対応はできません。

5 利用者は、電子券取引にあたり、金額その他必要な情報の入力、確認には十分注意するものとします。利用者による情報の誤入力、利用端末の不具合、決済完了後の二重払いその他利用者の事情に起因して利用者が損害を被ったとしても、大田区は、大田区の責めに帰すべき事由のない限り、責任を負わないものとします。

(加盟店との紛争)

第7条 利用者は、加盟店から購入した商品もしくは権利、又は提供を受けた役務の瑕疵、欠陥、不履行その他利用者と加盟店との間に生じる取引上的一切の問題については、加盟店との間で解決するものとし、大田区はその責任を負いません。

(大田区はねぴょんギフトの有効期限・利用可能期間)

第8条 電子券の有効期限は、電子券を取得した日から起算して180日です。

- 2 有効期限は、スマートフォンで確認することができます。
- 3 有効期限を経過した場合、電子券の利用は一切できなくなります。
- 4 有効期限内であっても、取得した電子券の払い戻しは出来ません。

#### (個人情報等の収集及び利用)

第9条 大田区は、電子券で収集された個人情報の利用・管理・共同利用等について、次のとおり適切に取り扱うものとします。

- (1) 個人情報とは、電子券登録において提供を受けた、氏名、電話番号、Eメールアドレス、郵便番号等、特定の個人を識別できる情報をいいます。
- (2) 個人情報の共同利用
  - 1 共同利用することのある項目
    - (1) 氏名・電話番号・Eメールアドレス・郵便番号・性別・利用日・電子券の利用場所、利用日、利用金額・住所・ご要望等、特定の個人を識別できる事項。
    - (2) お問い合わせに関する事項。
    - (3) サービス提供に関する事項。
  - 2 共同利用の目的
    - (1) 電子券の運営及びサービス提供
    - (2) サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析
    - (3) 電子メール等の通知手段による情報発信
    - (4) 利用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応
    - (5) その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的
    - (6) 上記、目的をサポートするための業務委託会社による利用
  - 3 共同利用する者の範囲
    - (1) XX 大田区
    - (2) 大田区が委託する事業者
- (3) 個人情報の利用制限

個人情報の収集目的を越えた当該実施機関内における利用及び当該実施機関以外の者への提供は、法令等で定める場合を除き、一切いたしません。

ただし、統計的に処理された利用者属性等の情報については、個人情報を一切含まないものに限り、公表することがあるものとします。
- (4) 個人情報の管理

収集した個人情報については、大田区及び委託事業者が厳重に管理し、漏洩、不正流用改ざん等の防止に適切な対策を講じるものとします。

#### (業務委託)

第10条 大田区は、電子券の運営管理業務の一部を第三者に委託することができます。

#### (利用停止又は中止)

第11条 大田区又は加盟店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に通知することなく、電子券の全部又は一部を停止又は中止することができます。この場合、利用者は、電子券の全部又は一部を利用すことができません。

- (1) 天災地変、停電、システム障害、通信の障害、電子スタンプの故障その他やむを得ない事由により本サービスを提供することができない場合。
- (2) システムの保守・点検等により、本サービスに関するシステムを停止する必要がある場合。
- (3) 本サービスが犯罪に利用された疑いがある場合。
- (4) その他やむを得ない事由が生じた場合。

2 前項に基づき電子券の全部又は一部が停止又は中止されたことにより生じた利用者の損害等について、大田区は一切の責任を負いません。

#### (利用の一時停止及び中止)

第12条 大田区又は加盟店は、利用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、当該利用者の利用を一時停止又は中止することができます。その場合、利用者の電子券取引は出来ず、保有する電子券残高は失効し、払い戻しはいたしません。

- (1) 本規約に違反し、又は違反したおそれがある場合。
- (2) 電子券を違法もしくは不正に入手した場合、又は入手するおそれがある場合
- (3) 電子券の利用状況に照らし、利用者として不適格である場合。
- (4) 電子券取得申込に虚偽が発覚した場合。

#### (反社会的勢力の排除)

第13条 利用者は、自らが現在暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が自己の経営に実質的関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己もしくは第三者の不正利益を図る目的又は損害を加える目的をもつてするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金を提供、又は便宜供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5)自己、自己の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 利用者は、自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

3 大田区は、利用者が前各項の確約に反し、又は反していると疑われる場合、催告その他何等の手続きを要することなく、利用者の保有する電子券残高について、利用資格を取り消すことができます。なお、大田区は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取り消しに起因して利用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。

4 前項の場合、当該利用者の保有する電子券残高は失効するものとし、払戻しはいたしません。

#### (電子券の終了)

第14条 大田区は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上又は営業上の判断等の理由により、電子券を全面的に終了することができます。この場合、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により利用者に周知する措置を講じます。

#### (規約の変更)

第15条 本規約を変更する場合、大田区は、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により一定の予告期間をもって変更後の規約を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の規約が適用されるものとします。

#### (合意管轄裁判所)

第16条 利用者は、電子券に関して大田区との間に紛争が生じた場合、大田区の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

#### (準拠法)

第17条 本約款に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

#### (お問い合わせ窓口)

第18条 電子券に関するお問い合わせは、下記窓口までご連絡ください。

ふるさと納税 大田区はねぴょんギフト事務局  
メールアドレス：ota-hanepyon-gift@jal.com  
受付時間：平日 10:00～17:00（※土・日・祝日を除く）  
本規約は、令和7年11月13日から適用します。

別表第1

区分	事例
換金性・投機性の高いもの	商品券・ビール券・図書カード・文具券・ギフト券等の各種商品券、切手、印紙、プリペイドカード、有価証券、株等の個人による出資等
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの及び同条第1項5号に規定する射幸心をそそるおそれのある遊戯	・店舗型性風俗特殊営業 ・店舗型電話異性紹介営業 ・無店舗型性風俗特殊営業 ・無店舗型電話異性紹介営業 ・映像送信型性風俗特殊営業 ・パチンコ、マージャン等
出資や債務の支払い、事業所間の支払い	出資、仕入れ等の事業資金
国や地方公共団体等への支払い	税、公共料金、宝くじ等
その他（消費拡大につながらないもの）	振り込み代金・手数料、電気・ガス料金、土地・家屋の購入・賃貸、診療費・治療費、現金との交換、加盟店が指定するもの等